

報道関係者 各位

平成 26 年 10 月 30 日

【照会先】

兵庫労働局職業安定部

地方訓練受講者支援室

室 長 久須 剛太郎

室長補佐 小林 誠

電話 078-367-0801

11 月は「職業能力開発促進月間」です

「職業能力開発促進月間（11/1～11/30）」は、厚生労働省及び各都道府県が主催者となり、職業能力開発行政に係る諸行事を行い、職業能力の開発・向上の促進及び魅力ある技能社会の形成を目的とした月間です。

日本再興戦略改訂 2014 において、人材力の強化を柱にさまざまな職業能力開発施策が盛り込まれ、人材育成の重要性がますます高まっています。

厚生労働省、兵庫労働局（局長 中山明広）では、今回の促進月間を中心に、企業における能力開発のさらなる促進の事業主団体への要請や事業主のニーズに合わせた各種人材育成支援施策の積極的な周知・広報を行います。

◆厚生労働省等が行う主な催し

イベント	開催日等	開催場所
卓越した技能者（現代の名工）の 厚生労働大臣表彰式	11 月 10 日（月）	京王プラザホテル
平成 26 年度職業能力開発関係厚生労働大臣表彰及び 職業訓練教材コンクールの入賞者に対する表彰式	11 月 19 日（水）	明治記念館
第 52 回技能五輪全国大会	11 月 28 日（金） ～12 月 1 日（月）	愛知県体育館
第 35 回全国障害者技能競技大会 （上記、技能五輪全国大会との合同開催）	11 月 21 日（金） ～11 月 23 日（日）	名古屋市国際展示場 （ポートメッセなごや）
キャリア支援企業表彰 2014	11 月 26 日（水）	ベルサール飯田橋駅前

◆兵庫県が行う催し

イベント	開催日等	開催場所
技能グランプリ&フェスタ 2014	11月8日(土) ～11月9日(日)	神戸国際展示場 3号館
兵庫県技能顕功賞表彰式	11月25日(火)	兵庫県公館

◆兵庫労働局では

○事業主に対する人材育成支援策の周知・広報

人材育成支援策を実効あるものとしていくために、ハローワーク幹部によるPR活動の展開や求人開拓時を通して「人材育成支援策」の案内パンフレットを活用した支援策の積極的な周知・広報を行います。

○「書籍しおり」の配布

広く公的職業訓練の周知を図りスキルアップを通じた早期再就職を呼び掛けるため、神戸・阪神地域を中心とした50書店やハローワーク等の公共機関での配布による積極的な周知・広報を行います。

○職業訓練学校説明会の充実

求職者の方に訓練の内容をしっかりと伝えたいという思いで訓練をあっせんし、早期就職につなげるため、職業訓練説明会の充実を図ります。

職業訓練学校説明会スケジュール

地域	開催日	時間	場所
神戸	11/4(火)	10:00～15:00	ハローワーク神戸 5階会議室
明石	11/5(水)	10:00～15:00	ハローワーク明石 2階大会議室
加古川	11/6(木)	10:00～12:00	ハローワーク加古川 2階会議室
阪神	11/7(金)	14:00～16:30	プレラにしのみや 4階 西宮市男女共同参画センター ウェーブ

その他の地域についても予定しており、確定次第順次、兵庫労働局ホームページ（職業訓練ページ）に掲載していきます。

また、職業訓練ページでは兵庫県内で行われる職業訓練情報がすべて閲覧できますので、御利用下さい。



書籍しおり

～あなたの働きたいを
応援します!!～


受講料は？ **無料!!**
※テキスト代等は自己負担です。

どんなコース
があるの??

パソコン・介護・経理
医療事務・WEB・ものづくり
その他多様なコースがあります!

お気軽にハローワークへ
ご相談ください!

訓練の詳細はこちら!!



★受講者の声★
未経験のために、これまでは事務職の
面接で不採用になってきました。でも、
訓練校でスキルを身につけ内定をもら
うことができました!!

女子さん / 40代

兵庫労働局

厚生労働省・兵庫労働局・ハローワーク

「就職への近道」

職業訓練って
知ってる?
訓練…?

無料で
就職に役立つ勉強が
できるんやあ!

GOOD!

バラエティ豊富な
コースがたくさん
あるんだって!

よし!
頑張ってみよ!

お気軽に
ハローワークに
ご相談ください!

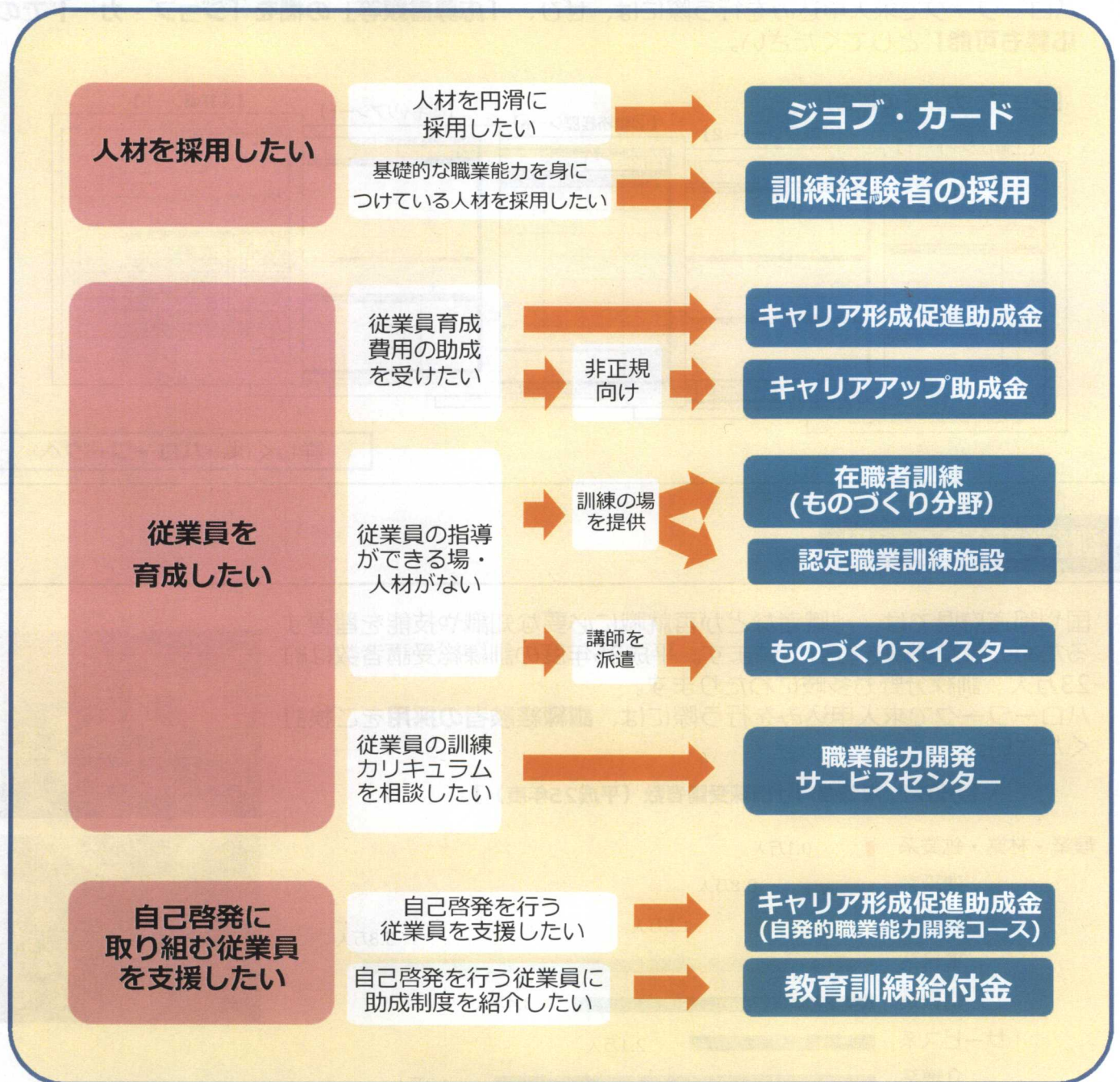
ハローワーク

職業訓練

人材育成に取り組む事業主を支援します！ 「人材育成支援策」のご案内

平成26年10月1日～

厚生労働省では、人材育成に取り組む事業主の皆さまを支援するために、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際には、ぜひご活用ください。



人材を採用したい

ジョブ・カード

ジョブ・カードには、職務経歴や登録キャリア・コンサルタントによる相談結果や、受講した職業訓練の能力評価など、通常の履歴書よりも多くの情報が盛り込まれています。

ジョブ・カードを活用すると、次のようなメリットがあります。

- ①採用面接時に求職者の職業能力が把握できる
- ②ジョブ・カードの作成過程でキャリア・コンサルティングを受けることで、求職者自身の職業意識や就業意欲が高まり、採用後の定着につながる

ハローワークで求人申込みを行う際には、ぜひ、「応募書類等」の欄を「ジョブ・カードでの応募も可能」としてください。

【ジョブ・カードの様式】

The image displays four distinct forms used for Job Cards. From left to right: ①履歴シート-1 (Resume Sheet 1), ①履歴シート-2 (Resume Sheet 2), ②職務経歴シート (Job History Sheet), ③キャリアシート (Career Sheet), and ④評価シート (Evaluation Sheet). Each form contains various fields for personal information, work history, and skills.

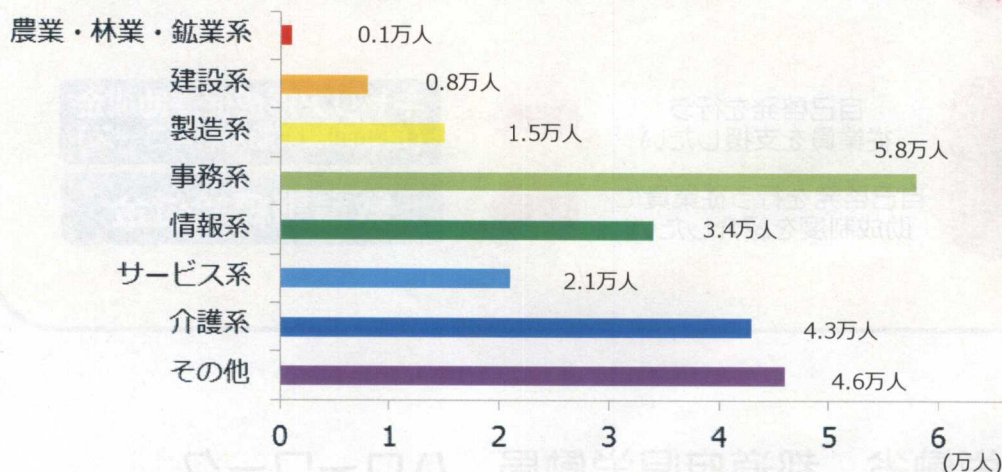
詳しくは、ハローワークへ

訓練経験者の採用

国や都道府県では、離職者などが再就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練を行っています。平成25年度の訓練総受講者数は約23万人。訓練分野も多岐にわたります。

ハローワークで求人申込みを行う際には、**訓練経験者の採用**をご検討ください。

【分野別 離職者向け訓練受講者数（平成25年度）】



詳しくは、ハローワークへ

従業員を育成したい

キャリア形成促進助成金

※ 平成26年10月1日から、「中長期的キャリア形成コース」を創設

職業訓練などを実施する事業主などに対して、訓練経費や訓練中の賃金を助成します。

助成内容		助成額	
① 政策課題対応型訓練 ①成長分野等人材育成コース ②グローバル人材育成コース ③育休中・復職後等能力アップコース ④中長期的キャリア形成コース ⑤若年人材育成コース ⑥熟練技能育成・承継コース ⑦認定実習併用職業訓練コース ⑧自発的職業能力開発コース	大企業・中小企業	健康・環境等の成長分野等での人材育成のための訓練	賃金助成： 1h当たり800円(400円) 経費助成： 1/2(1/3) ※()額は大企業の額
		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設等で実施する訓練も含む)	
		育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	
		中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練	
	中小企業	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	賃金助成： 1h当たり800円 経費助成： 1/2 ※⑦については企業における実習の助成あり(1h当たり600円)
		熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	
		厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練	
		労働者の自発的な能力開発に対する支援	
② 一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練	賃金助成： 1h当たり400円 経費助成： 1/3
③ 団体等実施型訓練	事業主団体等	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練	経費助成： 1/2

※ 経費助成の1人1コースの支給限度額は、①①～④は15万円～50万円(大企業は10万円～30万円)、①⑤～⑧及び②は7万円～20万円

※ 1事業主の年間の支給限度額は500万円(認定職業訓練又は①⑦の場合は1,000万円)、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円

詳しくは、[ハローワーク、都道府県労働局](#)へ

キャリアアップ助成金

※ 平成26年10月1日から、「中長期的キャリア形成訓練」を創設

非正規雇用労働者の人材育成を実施した事業主に助成します。

助成内容	助成額									
人材育成コース 有期契約労働者等に ◆一般職業訓練(教育訓練機関等における座学) ◆有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用した教育訓練機関等における座学と企業における実習を組み合わせた3～6カ月の職業訓練) ◆中長期的キャリア形成訓練(厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座(教育訓練機関等における座学)を行った場合に助成)	◆教育訓練機関等における座学《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円(500円) 経費助成：1人当たりの訓練時間数が <table border="1"> <tr> <td>100h未満</td> <td>10万円(7万円)</td> <td>15万円(10万円)※</td> </tr> <tr> <td>100h以上200h未満</td> <td>20万円(15万円)</td> <td>30万円(20万円)※</td> </tr> <tr> <td>200h以上</td> <td>30万円(20万円)</td> <td>50万円(30万円)※</td> </tr> </table> ※中長期的キャリア形成訓練を受講する場合 ◆企業における実習《1人当たり》 実施助成：1h当たり700円(700円) ※1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円	100h未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)※	100h以上200h未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)※	200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)※
	100h未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)※							
100h以上200h未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)※								
200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)※								

詳しくは、[ハローワーク、都道府県労働局](#)へ

在職者訓練(ものづくり分野等)

ポリテクセンターなどでの在職者向け訓練

在職者を対象に、ものづくり分野について、2～5日間の集中的な訓練を実施。既定の訓練コースの他、オーダーメイド型の訓練も実施します。

詳しくは、[ポリテクセンター、ポリテクカレッジ、都道府県能力開発主管課](#)へ



認定職業訓練施設での在職者向け訓練

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

【主な訓練科】 建築・土木関係 金属・機械加工関係 理美容関係 など

詳しくは、[都道府県能力開発主管課](#)へ

従業員を育成したい

ものづくりマイスター

製造業・建設業の職種で優れた技能、経験を備えた「ものづくりマイスター」が実践的な実技指導を行い、若年技能者のスキルアップをお手伝いします。
最適なものづくりマイスターを選定し、企業に派遣します。

【主なものづくりマイスター対象職種】

機械加工、建築大工、造園、和裁、塗装 など（全112職種）

【ものづくりマイスターの認定人数（平成25年度）】

（全国）3,116人



詳しくは、[都道府県職業能力開発協会（技能振興コーナー）](#)へ

職業能力開発サービスセンター

社会保険労務士や中小企業診断士など、人材育成コンサルタントを無料で派遣し、**企業のご希望に応じた人材育成計画などの策定についての助言**を行います。

- ・キャリア支援のための相談・助言（無料相談）
- ・専門スタッフ（アドバイザー・コンサルタント・サポーター）が対応
助言指導・情報提供数の実績：約23万件（平成25年度）



詳しくは、[都道府県職業能力開発協会（職業能力開発サービスセンター）](#)へ

自己啓発に取り組む従業員を支援したい

キャリア形成促進助成金(自発的職業能力開発コース)

従業員の自発的な能力開発にかかる経費や、訓練中の賃金を支払う中小企業の事業主を助成します。

助成内容		助成額
政策課題対応型訓練	自発的職業能力開発コース	労働者の自発的な能力開発に対する支援 賃金助成：1h当たり800円 経費助成：1/2 ※1人1コースの支給限度額は7~20万円

詳しくは、[ハローワーク、都道府県労働局](#)へ

教育訓練給付金

※平成26年10月1日から、「専門実践教育訓練」を創設

自ら費用を負担して自己啓発に取り組む従業員への支援策があります。
自己啓発に取り組む従業員にご紹介ください。

対象	雇用保険被保険者又は被保険者であった者が一定の条件を満たす者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合
支給額	◆一般教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円） ◆専門実践教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の最大60%に相当する額（上限年間48万円）

詳しくは、[ハローワーク](#)へ